

北九州地区労連ニュース

2017年 4月号 No. 126

発行 北九州地区労働組合総連合
 連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号
 メール k_oren@ybb.ne.jp ☎ 093-921-0747
 ホームページ http://www.geocities.jp/k_oren/

解雇・残業代未払い・パワハラ
 あきらめないで電話して下さい
 秘密厳守 労働相談ホットライン
 相談無料

093-921-0747
 メール k_oren@ybb.ne.jp

労働組合の活動が弾圧される極めて危険な法案

秘密 監視 密告社会はごめん！共謀罪学習会

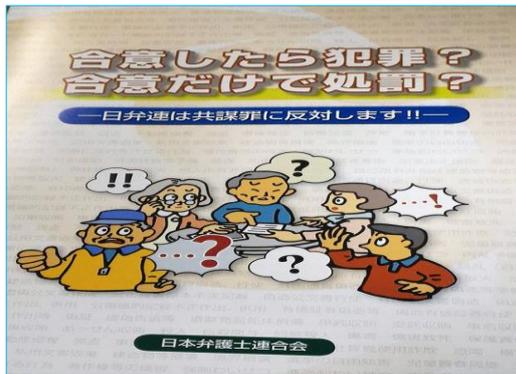
安倍政権は、戦争法、秘密保護法の強行に続き、「自由を奪う監視社会の到来」「話し合うだけで罪になる」天下の悪法である共謀罪を強行しようとしています。共謀罪はテロ対策のために必要だと言っていますが戦争のできる国づくりを目指すための戦前の治安維持法と質を一緒にするものでこれまでに3度廃案となっているものです。この本質を知るための学習会が3月31日に開かれ地区労連も参加しました。

共謀罪の学習会は、国民救援会の主催で3月31日18時30分、戸畑生涯学習センター会議室で開かれ47人が参加しました。安倍政権は、東京オリンピック・パラリンピックの成功のためにテロ対策が不可欠で、組織的犯罪防止条約締結にも必要だと主張し、共謀罪を制定しようとしています。

この共謀罪は、これまで3度も



共謀罪の恐ろしさを詳しく解説する田箆弁護士



日本弁護士連合会などが作成したパンフレット

廃案にされてきたいわくつきの法案で、極めて危険な法律です。犯罪行為を全く行っていないくても、話し合っただけで罪になる法律です。つまり「行為・又は法益侵害の発生(結果)を処罰する」という刑法の原則をないがしろにする憲法違反の悪法です。

学習会では、北九州第一法律事務所 田箆弁護士が講師として詳しく法律の内容を話してくれました。もしこの法律が制定され

2005年提出の政府案		今回の政府案	
罪名	共謀罪	変更	テロ等組織犯罪準備罪
適用対象	団体	変更	組織的犯罪集団 (目的が4年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある団体)
構成要件	重大犯罪について ①団体の活動として ②共謀する	追加	重大犯罪について ①組織的犯罪集団の活動として ②具体的・現実的な計画を立て ③実行の準備行為を行う
対象の犯罪	変えず 4年以上の懲役・禁錮の刑が定められている犯罪 =600超(殺人、窃盗、道路交通法、公職選挙法...)		

てしまえば、SNSの「いいね」やラインのやり取りも、目的が共謀罪適用の法律に反する行為にあたる捜査当局が判断すれば、共謀が成立したとして摘発の対象になってしまいます。

講演が終わった後の質疑は多くの参加者から発言があり、みんなの力で必ず廃案にしようと確認しました。

雨あがり

4月になると桜が舞い、新緑が目立つ素敵な時期です。4月は新しい年度のスタートの月になります。町では新入学、新入社員などのスーツ姿で出勤や学校へ通っている光景をよく見かけます。気候も暖かくなり花々も咲き始めて、なんとなく人々の気持ちも浮き立つ時期です。

そこで4月に咲き始める花の花ことばについて少し調べてみましたので、紹介したいと思います。

クローバーは、「幸運」「約束」「復讐」、スイートピーは「門出」「別離」「ほのかな喜び」「優しい思い出」、チューリップは「思いやり」、ツツジは「節度」「慎み」などだそうです。多彩な花を眺めて、楽しんでみてはいかがでしょうか。

また、4月下旬から5月初めにかけては、ゴールデンウィークが始まり、遊びの計画などをされる方が多いと思います。交通事情も車が混んだり、新幹線が満席だったり、大変な思いをするかもしれません、楽しみたいものです。

このように4月下旬から5月初めにかけては、気候もよくなり、休日も多く、いろいろなことを満喫できそうです！

すべての争議の早期解決をめざし一日行動を取組みました 争議企業門前での集会・宣伝・申し入れ行動を展開!

3月30日、北九州争議団共闘会議と北九州地域ユニオンは、争議解決をめざす一日行動を取組みました。

北九州地域ユニオンには、連日会社の不当な労働者いじめに苦しんでいる労働者から様々な相談が持ち込まれています。現在、未払い賃金、パワハラで裁判などをたたかっている東洋食品、セクハラ、パワハラ、暴力行為に対して謝罪と慰謝料を求めてたたかっている三菱化学物流、採用後研修も指導もせずに協調性がないと言っただけでなされた不当な解雇とたたかっている協同食鳥の仲間



豊留組合員に対するパワハラ行為について抗議の申し入れをしました



研修も、指導もせずに協調性がないと言っただけで不当な解雇。浅尾組合員が力強くたたかう決意を述べました。

浅尾さんが力強く「不当なやり方に声を上げよう!」「労働者を使い捨てにするな!」「十分な補償を行え!」などと呼びかけを行い、たたかう決意を表明しました。

行動の最後は、三菱化学物流門前で集会を行い、友田さんがマイクを握り、裁判での勝利決着を願い、セクハラ、パワハラによって、心ならずも退職せざるを得ない状況に追い込まれた悔しい思いを、勝利判決で晴らしたいと訴えました。

などの要求の解決をめざし、門前宣伝・集会などの行動を展開しました。この行動には、当事者、支援者を含めて18人が参加しました。

東洋食品の未払い賃金、パワハラ問題の解決を求め、本社門前で門前集会を開催し、参加者全員で、「未払い賃金を直ちに支払え」「労働者いじめを止めろ!」「働きやすい職場環境を!」とシュプレヒコールをしました。

協同食鳥前では、不当な解雇にめげずたたかいを続けている



上司によるセクハラ・パワハラは許さないと訴え、必ず勝利判決を勝ち取ると決意を述べる友田組合員

郵政産業ユニオンは北九州中央郵便局で春闘要求の前進をめざし3.23ストライキ

「大幅賃上げと底上げ、働くものと市民が、安心していき働くことが出来る社会の実現」をめざして、2017年春闘をたたかいました。

北九州地区労連傘下のスーパー大栄、くきなみ労組、JMTUなどで有額回答が出されましたが、その他の組合では、厳しい内容の回答となっていました。

郵政産業ユニオンは、3月23日北九州中央郵便局で1時間の時限ストを決行し、要求の前進をめざしたたたかいを継続しています。



ストライキ支援のシュプレヒコールをする参加者

傍聴参加のお礼と5月9日会社側証人尋問傍聴のお願い

東洋食品未払い賃金請求事件の証人尋問が4月18日福岡地裁小倉支部で開かれました。証人席に立った3人の組合員は、「休みも取れない状況で長時間労働がおこなわれている実態や残業代が支払われていない状況」について証言しました。東洋食品では、社員、パートを含む全従業員に手書きで自己申告をさせてきました。実際の出勤時間を記入すると書き直しさせられたり、いじめなどによって、実際と違う契約時間を書かせている悪質な企業です。

証人尋問では多くの傍聴参加があり頑張ることが出来ました。次回5月9日13時30分からの証人尋問は、会社側の証人が出廷します。

ブラック企業東洋食品の悪質な実態を明らかにするために原告弁護団は頑張ります。これまで以上の傍聴参加をお願いします。

“野党共闘は腹八分で”小田川全労連議長が講演 「雇用・社会保障分野での政策合意の推進」を提唱

野党共闘の実現で、安倍暴走政治を倒そう！

北九州憲法共同センターと福岡県労連の共催で、「野党共闘実現で安倍暴走政治を倒そう！」「市民と与党の共闘はこうすれば実現する。」のテーマで小田川全労連議長を講師に招き全国の経験に学ぶ学習会が開かれ、労働組合、民主団体などから68人が参加しました。

学習会は道下地区労連事務局長の司会で始まり、開会あいさつに立った北九州憲法共同センター代表前田弁護士は、「安保法制の強行、共謀法の閣議決定、森友問題や豊洲移転など疑惑山積みの安倍政権は暴走の限りを続けている。」「このような政治を変えるには市民による野党共闘を実現するしかないと思う」と今回の学習会を企画した目的を述べました。

小田川議長は、中央でのこれまでの野党共闘を前進させるための「裏方」として、労働運動の違いを超え、「総がかり行動実行委員会」の結成に力を尽くされた方です。その行動力は高く評価されています。

まず、2016年に行われた選挙「参議院選挙、都知事選挙、地方選挙」の分析をします。

この選挙で見られた、野党共闘の効果（今後克服する課題も含め）



野党共闘の実現は、「リスペクトが必要」雇用と社会保障を中心に統一戦線を追及

この野党共闘を進める以上、この野党共闘を進める以上、安倍政権を倒す方策は見当たらないことを丁寧に説明します。そのための原動力は、粘り強い市民運動であることを力説しました。

この間の、安保法制（戦争法）

反対の、中央・地方の運動の、華々しい一連の成功の経過をたどりながら、小田川氏の話も、熱を帯びます。シールズなどの運動も「3・11」以降は変化してきたそうです。：「自分が声を上げねば」と言う思いが広がったと言います。それが「市民が主役」と言う運動のスタイルになってきたのです。その中で、市民運動と政党が対等の関係を持つことができるようになり、お互いが成長してきたと言います。

戦争法（安保法制）反対の運動は、全国で取り組まれ、2000万署名も1580万筆まで集約でき、国会に送りました。そして、強引に、戦争法が国会を通過してからも、現在、各地で戦争法廃止



の運動が取り組まれています。

この間の、野党共闘の動きを追うと、2016年2月、安保法制（戦争法）廃止、安倍政権打倒を目指す5野党合意、6月には「市民連合」から、野党への政策要望が出され、10月には、衆議院補欠選挙に向けての4野党の合意ができました。12月には、「市民連合が目指す政策」をもとに、野党の共通政策作りの論議が進行しています。

小田川氏は、今後の課題として、「運動の力点を、改憲阻止を基軸とする共闘をしながら、特に、労働運動分野で、共闘深化には、慎重さと共に、迅速さも求められる。雇用と社会保障を中心に、統一戦線の追及をすることとなる。」ことを期待すると述べました。そして、野党共闘を成功させるためには「リスペクト（尊敬）」「腹八分」論を共闘の前進の必須要件と提起し、講演のまとめとしました。

共謀罪成立は、戦争への道

平和をあきらめない北九州ネットは、定例の19日集会・宣伝行動を小倉駅前ペDESTリアンデッキで開かれ100人の労働者・市民が参加しました。

会場に大型TVモニターを持ち込み、共謀罪のDVDを放映しながら、「私たち市民には危険な共謀罪」「共謀罪で市民に対する監視が強まる」を内容とするチラシを配布しました。

宣伝行動には、プラカードや手錠、監獄の模型なども持ち込まれ、通行する市民の皆さんに分かりやすい宣伝行動として成功しました。

共産党の高瀬県議など3人の参加者がそれぞれ、共謀罪の危険な役割など、本質についての訴えがありました。



共謀罪が通れば、誰でもが犯罪者にされる市民にとって危険な共謀罪

労働法コラム

第39回

採用内定取り消しについて



黒崎合同法律事務所
平山 博史 弁護士

1 はじめに

この時期は新社会人を多くみかける時期です。他方で、社会人予定者の方が内定を取り消されるというケースも少なからず存在します。

そこで、今回は、内定をめぐる法律関係について整理をしたいと思います。

2 採用内定により生じる法律関係

まず、採用内定によってどんな法律関係が生まれているか、という点についてですが、率直に労働契約が成立したと考えるケースが多いだろうと思われると思います。

すなわち、①企業による募

集②労働者の応募(労働契約申込み)③企業の内定通知(労働者の申込に対する承諾)と考えるわけです。裁判例においてもこのような考え方を基礎として、具体的事例に対する法的保護の在り方を考えているものが多いと考えられます。

この点、「内定」とは別に「内々定」(内定の前段階である内定)という言葉があるようですが、結局は、内定か内々定かという言葉の問題ではなく、実質的にみて、労働契約申し込みと承諾の二つが認められるか、という当事者の認識と通知等に関する具体的やり取りがポイントとなると考えられます。

3 採用内定者の法的保護とその限界
内定が労働契約の成立であったとしても、いまだ就労前の段階ですから、その保護が就労開始後の労働者と比較して弱いことは否定できません。

例えば、採用内定の取消事由が内定通知書や誓約書等に記載されており、これに該当する事由が生じた場合などが想定されますが、記載された事由の全てが当然に適法な内定取消自由になるわけではあ

りません。この点について、裁判所は採用内定取消が適当となるのは「採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できない」事実が後に判明し、それにより採用内定を取り消すことが「客観的に合理的と認められる場合に限られる」としています。

4 具体的手続き

違法な採用内定取消がなされた場合、その取消は無効ですから、無効な解雇をされた場合と同様、労働契約上の地位確認や賃金請求をしていくことが考えられます。その他、債務不履行(誠実義務違反)や不法行為(期待権侵害)に基づく損害賠償請求をすることも考えられます。また、労働契約が成立したと認めることができないう内定前の段階であったとしても、使用者は、労働契約の成立へ向けて信義誠実に交渉をしていく義務を負うと考えられますから、その義務違反があった場合には損害賠償責任を負うことが考えられます。このように採用内定が認められる場合には将来労働者となることを前提として相應の法的保護が与えられており、また、採用内定と

は認められない場合であっても不誠実な交渉手続きをとった使用者が入社希望者に対して損害賠償責任を負うことがあるのです。



は認められない場合であっても不誠実な交渉手続きをとった使用者が入社希望者に対して損害賠償責任を負うことがあるのです。

第27回裁判闘争勝利全国交流集会に参加して

北九州地域ユニオン
友田 直美

第27回裁判勝利をめざす全国交流集会は4月7・8日全労連会館で開かれ、今回、19の都道府県から参加者が集まり、冤罪等を含め、全体で29の事件について議論しました。私が参加した労働事件の分科会では、一日目、各自が事件概要について説明し、二日目は、それぞれが抱えている問題点について、弁護士からアドバイスを頂き、皆で解決策を見出していきました。労災が認定されず、審査請求、再審査請求を経て、国

を相手にたたかっている方もいました。その方は、部下が通勤途中、くも膜下出血により亡くなったことと労働の過酷さとの因果関係が認められるか?という点で、苦戦されていました。残された遺族のために一生懸命たたかう姿勢に感銘を受けました。

他には、年次有給休暇の制度がなく、休めば、車のタイヤがパンクさせられる等の嫌がらせを受けたり、労災申請用の書類の提出を拒否されたり、助成金の不正受給を指摘したら、暴力団を出して脅されたケースや、契約更新がなかった等、どれも腹立たしく、心が痛む事件ばかりでした。体調を崩している方も多くいました。

一般的に、企業は、紛争を提起する労働者に対し、その人の性格上の問題として片付ける傾向があります。しかし、これまで、私と同じようにたたかう労働者の方々と接してみても、人格を否定されるような方は、一人もいませんでした。私も、人事課長である上司から社内には精神異常者だと吹聴され、悪印象を植え付けられています。

これから始まる証人尋問では、真実を訴え、納得がいく判決が出るようにたたかっていきたくないと決意を新たにしました。また、現在、たたかっている全ての労働者の勝利を願ってやみません。